

## 平成 16 年第 1 回市議会定例会における野澤久人市長の平成 16 年度施政方針

平成 16 年第 1 回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の施政方針を述べさせていただきますことを心から感謝を申し上げます。

私が市政運営に携わることとなりましてからの任期も、余すところわずかとなってまいりまして、施政方針を述べさせていただくのも今回が任期最後でございます。この 4 年間の市政運営に際し、議員各位を初め市民の皆様の深い御理解と温かい御支援、御協力を賜りましたことに、改めて心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

残された短い任期ではございますが、この間いささかでも市政運営に停滞があってはなりませんので、全力をあげて職務を全うしてまいる所存でございます。

なお、平成 16 年度予算につきましては、基本計画及び実施計画に沿いまして、年間を通して編成をさせていただいておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

さて、私が市長に就任いたしました平成 12 年 5 月から今日までを振り返ってみますと、市制施行 30 周年に当たったこの年以降、国際的にはアメリカの同時多発テロ事件やイラク戦争などもあり、基地のある福生市はまさに国際情勢とともに動いているとの感がございます。

国内的には様々な分野で構造改革が進んでおりますが、とりわけ地方分権改革では、三位一体の改革が始まり、変革の真っ只中にあります。少子・高齢化社会の到来といった問題ひとつを取り上げてみましても、この問題は、結婚、出産、子育て、医療、保健、教育、介護、年金、税金、経費負担、生きがい、死など社会生活の中のあらゆる領域の問題と関連し、様々な状況を生み出しており、そのことが構造的な変革を促し、地方の独自性や創意工夫、地域性等の考慮がなければ柔軟なサービス提供が難しくなってきました。

こういった変革の時代にありまして、まちづくりは市が主役で、国や東京都が支援するバックアップする方式に変わっておりまして、市が先頭に立たなければなりません。

大競争の時代とも言われる今日、まちづくりも例外ではございません。一人ひとりの自立した市民と行政が自らの意志でまちをつくり、あるべき姿を決めていく、そしてその責任とリスクは自らが負うことが求められております。

地域住民の意思に基づく個性ある自治体づくりのためには、これまでの中央主導の縦割りの画一的な行政システムから、市民主体の横断的で個性的な行政システムへの転換が必要でございます。そして、その施策の展開に当たりましては、役割分担を図りながらもお互いに支えあい、参画し、ともに作り上げていく、すなわち「協働」が不可欠でございます。

このような状況の中で、細かな配慮を忘れないようにし、創意工夫と速さ、総合的視点と将来への責任を持って事に当たっていかなければならないと考え、ACC、すなわちアクティブ、クリエイティブ、チャレンジングの精神で、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現を目指して進めてまいりました。

ところで、私が新たなまちづくりを進めていく上で課題として取り組んでまいりました事項につきまして、今、反省とともにどのように進展してきたかを確認してみますと、まず市民と行政の協働、市民参画によるまちづくりの推進がございました。自己選択、自己決定及び自己責任を伴う市民や行政

のあり方がこれからのまちづくりを大きく左右し、市民自らが誇れる暮らしやすい自治体づくりの競争の中で、責任ある市民参画がどのようにあるかによって、すばらしい福生市をつくれるか否かだと考えております。

横田基地問題や財政問題、合併などの大きな課題から日常的な問題まで、市がきちんと説明責任を果たし、市民の皆さんと情報を共有し、議論していかなければなりません。そのためには職員も市民も今までの考え方、やり方を変えていくこと、すなわち自分、あるいは自分たちでやるのだという気持ち、意識改革がどうしても必要でございます。もちろん、最終決定は議会にお願いするわけでありまして、議会の重要性はますます増してきております。

この思いを具体化させる形といたしまして、幾つかの施策を実施しておりますが、まずまちづくりフォーラムの開催がございます。3年間で11のテーマにおいて23回ほど開かせていただきました。市民の方には市政について知っていただき、市民参画の第一歩として、フォーラムを通じ市の政策課題を共有し、その問題点、方向性等について、様々に議論し、貴重な御意見等もいただき、市の計画策定等に反映をさせていただいております。

市民同士が知り合い、市民と職員が知り合い、そして市民の視点で考え、協働する機会の拡大ともなりまして、いろいろな形で市民活動が広がってきており、大変ありがたく思っております。

このまちづくりフォーラムを発展させた形がワークショップ方式等の運営による市民会議への市民参画でございます。具体的な目標に向かって、それぞれの得意分野で御自身の力を発揮していただき、福生環境市民会議、横田基地周辺まちづくり会議等が活動を展開されております。更に、具体的な事業実施まで進んでいる福生萌芽会などがございます。

できるだけ市民主体の運営を心掛けておりまして、市民の皆様のみまちづくりに対する熱い想いとその力の大きさに感激しております。今後につきましても、新庁舎建設市民検討委員会、(仮称)市民活動と行政の協働に関する基本方針づくり市民研究会、まちづくり景観に関する市民会議等、できるだけいろいろな形でまちづくりにかかわっていただきたいと思っております。

次に、平成15年10月より試行実施をいたしております時間外開庁でございます。

時間外開庁は、市民サービスの更なる向上を目指しての取組でございますが、その中で市民との協働を進めていく上で市民との接点を多くし、市民と相談し、ともに活動する場を広げていくことも目的といたしております。この目的をもって、他自治体では例をみない全業務の取扱いをいたしており、更に多くの分野で協働が進んでいくことを期待しているところでございます。

なお、市民参画を進める上での今後の方向性についてでございますが、協働の方針づくりの中でボランティアや市民活動団体の支援の仕組みを明らかにし、様々な活動が展開されることと、市民をまちづくりの主役とし、行政活動に関する市民の参画を明確化することや、それぞれの責任の所在を明らかにする等の規定をしていく自治基本条例等の条例化などが必要になってくるであろうと考えております。

ただ、そのために市民、職員ともにより以上の意識改革が必要でございます。市民の側では、例えばフォーラムや市民会議等の活動の中から、職員ではプロジェクトチーム等の中から条例化の必要性や意見等が出てくればとの期待を持っているところでございます。また、その方向での働きかけも必要であると思っております。実効性のあるものにしていくためには、今少しの環境の醸成が必要であろう

と考えております。

続きまして、生活基盤整備の取組につきまして申し上げますと、まず環境問題でございます。環境問題の解決は、行政に課せられた重要な使命ではございますが、行政のできることには限りがあり、市民が自分自身の問題として、結局は自分のため、人類のためになるという思いで取り組まなければならない問題であると思っております。

このことから、まず福生市が環境対策に取り組む姿勢を明らかにするための環境基本条例を制定し、環境基本条例に基づく環境基本計画の策定に際しましては、福生環境市民会議で市民自らが、まさにゼロから熱い思いを持ってつくり上げた市民プランを作成いただきました。これをもとに環境基本計画を平成 15 年度中には策定することとしております。

更に、ごみ減量とリサイクルの推進を図り、循環型社会の構築を進めていくことが大きな課題でございます。このことは、環境のために市民一人ひとりのできることは何かといった課題でもありますことから、このための有効な手段のひとつとして、平成 14 年 4 月より、家庭ごみの有料化を導入させていただいております。有料化の必要性の原則として、市民負担の公平性、ごみ減量・リサイクルの推進、市民の意識改革、ごみ処理費用の削減の 4 項目を考え、ごみ減量、資源化量の目標をそれぞれ 10 パーセントの減量、10 パーセントの増量として掲げ、72 回の市民説明会を開催する中で市民並びに議会の御理解と御協力をいただきながらの実施でございました。

次に、防災対策についてでございますが、地震災害のほか台風等の気象災害や基地を抱える市としては航空機事故等への備え、テロ災害発生の際の行動など、各種災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるための災害対応職員マニュアルの作成をしておりますが、いわゆる「国民の保護法案」が成立すれば新たな対応も必要となってまいります。また、災害時の水利整備といたしましては、耐震性貯水槽を計画的に設置し、不足メッシュの充足に対処しておりますが、平成 15 年度末現在では、充足率はほぼ 90 パーセントに向上している状況でございます。

更には、防災用資機材の充実の面では、避難所の機能強化を推進しておりますが、16 の指定避難所のうち、避難所を運営するための備蓄倉庫は、平成 15 年度末現在では 14 箇所を設置済みとなっております。

安全・安心対策面では、まず交通安全対策として、市営福生駅西口駐車場の運営開始と拝島駅南口臨時駐車場の新設、また平成 16 年度には福生駅西口の違法駐車対策といたしまして、市営福生駅西口駐車場の立体化を計画いたしております。

また、防犯・防火面では、市民の皆さんの活動も始まっておりますので、「自分たちのまちは自分たちで守る」活動が更に進められるようにすることが必要であると考えております。

住宅対策につきましては、高齢者住宅の供給の促進を図ってまいりましたが、地域高齢者住宅計画で定める 120 戸の目標に対し、平成 16 年度の計画戸数を加えますと目標戸数を充足することとなってまいります。

また、第四市営住宅の建替えにも取り組んだところでございますが、鉄筋住宅への建替えにつきましても、一定の目標は達成できたと考えております。このことから、住宅施策の次のステップといた

しまして、新たな施策が必要であると考えておりまして、定住化の促進を図るような施策も今後検討していく必要がございます。

商工業の振興につきまして、商店街振興プランの策定をもとに、「新元気を出せ商店街事業」を東京都とともに取り組んでおりますが、今後も商工会、活性化委員会とともに様々な活動を進めていく必要がございます。

続きまして、都市基盤整備でございますが、まず道路・交通網の整備につきましては、拝島駅自由通路整備事業が平成 15 年度中に、昭島市、JR 東日本及び西武鉄道と基本協定を締結し、平成 16 年度に実施設計、平成 17 年度から 19 年度の 3 年間で自由通路、駅舎の工事を予定しておりまして、長い間の懸案事項でございましたが、具体化へと動き出しております。

また、国道、都道ともそれぞれに進めていただいておりますが、早期の完成をお願いしていきなり必要があり、また市道では、幹線道路としての柳通りの整備を進めており、全区間にわたりバリアフリーに配慮し、歩道を拡幅し、歩道カラー舗装化等を図っております。

更に、市道幹線 11 - 10 号線、銀座通りの全線のインターロッキング仕様のカラー塗装化も完了します。

また、田園西土地区整理事業は長い期間がかかりましたが、おかげさまで清算事務を残すのみとなりました。

これらの取組のほかには、交通網・拠点整備として市内循環バスの導入の検討を行っておりますが、経済性の予測等を実施した上で、具体化へ向けて次のステップへ進んでいくかどうかの御相談をさせていただき必要がございます。

次に、公園緑地等の整備につきましては、下の川緑地の整備は、残された数少ない緑地帯として昭和 60 年ごろから保存に取り組んでまいりました。長い年月を要しましたが、平成 15 年度には陸橋通りから JR 五日市線までの区間、約半分の区間が開園され、平成 16 年度には全区間で開園の計画となっております。

なお、平成 16 年度以降として、原ヶ谷戸緑地（仮称）の新設事業を平成 16 年度から平成 18 年度の 3 箇年で計画いたしております。水路をどのようにしていくか等を含めまして、市民の皆様方の御意見を反映した緑地として整備していく必要がございます。

次に、新しい形として民間事業者と協力し、民間資金も活用し、バリアフリーや都市景観形成を図っていく都市再生交通拠点整備事業としての、福生駅東口におけるペDESTリアンデッキや地下自転車駐車場の整備などを進め、また牛浜駅東側の駅前広場に面する土地の地権者が有効活用を図り、共同事業として建替えを促進する優良建築物等整備事業を実施し、駅前の整備に努めたところでございます。

おかげさまで、歴代市長や市議会の皆様の御努力によりまして、都市基盤整備が着実に進展しておりますが、これからの課題といたしましては、潤いと豊かさをもたらす景観への配慮が必要でございますことから、まちづくり景観条例の制定や市民参画によるまちづくり景観基本計画の策定等にも取り組んでいくといった課題がございます。

続きまして、福祉、保健、医療の分野でございますが、平成 13 年 4 月から公立福生病院がスタートいたしました。医療の中核としての公立病院の存在は計り知れない重要さがございまして、MRI や手術用顕微鏡など高度医療機器を備え、救急医療に対応する公立病院として発足したところでございます。しかし、老朽化し、狭隘で患者のプライバシーの確保にも支障を来している状況、あるいは災害時に拠点病院として応急対応ができる施設整備等の課題に対応していくためには、新病院建設に向けての基本的な考え方や具体的な方策等に関する基本構想・基本計画の策定をしてきたところでございます。

多額の財源を要することから、補助金の活用が不可欠と考え、防衛施設庁と協議を重ねております。現在の計画では、補助申請等の関連で実施設計が 1 年先送りとなることに伴いまして、平成 21 年 5 月のフルオープンを目指しておりますが、病床数や診療科目等につきましても、近隣の変化等も考慮して再検討中の段階でございます。

病院内でも十分な議論をつくすとともに、組合議会議に諮り、逐次市議会へも報告等させていただく中で、羽村市、瑞穂町と協力し、よりよい新病院の建設に取り組んでいく必要がございます。また、全国的に医師不足で悩んでおりますが、最善の努力を重ねているところでございます。

次に、急速に進んでいく少子高齢化社会への対応でございますが、介護保険制度につきましては、「介護」のあるべき姿を検討しながら、平成 15 年度から 5 年間を計画期間とする介護保険事業計画を策定し、今後の基本的な考え方、事業運営を明らかにいたしております。なお、介護保険のみならず、すべての市民が健康で過ごしていただくことは、今後の大変重要な課題でありますことから、健康増進計画の策定と実施に取り組む必要がございます。

また、福祉分野の総合計画的な性格を有する高齢者計画、障害者計画及び児童育成計画からなる地域福祉計画につきましては、介護保険事業計画との整合性等を踏まえ、1 年前倒ししまして平成 15 年度中に策定してまいります。

更に、子育て支援の観点から申し上げますと、より実効性のある施策として認可外保育所利用者助成事業の実施、あるいは休日保育事業を実施いたしております。おかげさまで保育園の待機児童が、平成 15 年度当初ではゼロ人となりました。推移を見なくてはなりませんし、今後、子どもの健全な成長と子育てへの支援施策の体系化を図っていくとともに、福生市独自の子ども家庭支援センターの設立を考えていく必要がございます。

障害者問題としては、れんげ園の増築をさせていただいております。

続きまして、教育行政についてでございますが、その主体は教育委員会でございますが、後ほど、平成 16 年度教育委員会の基本的な考え方が示されますので、私といたしましては教育委員会との連携、協力、支援という観点で、できる限りの環境整備を図ってまいりたいと考えております。

長い懸案であった中学校のランチルーム整備事業、情緒障害通級指導学級の設置、不登校対策としての小学校授業指導補助員の配置、社会教育施設の開館時間の拡大等に取り組んでまいりましたが、今後につきましても教育委員会と協議を重ねる中で、積極的に協力、支援を図っていく必要があろうと考えております。

続きまして、行財政運営について申し上げます。国における様々な構造改革、東京都の制度改革等の時代の潮流の中で、これらの改革が地方分権という形で自治体の改革を促し、自立性、主体性がますます求められております。

依存財源が多く、構造的に財政力の弱い福生市が、どのような行財政運営をしていくか大きな岐路に立っているとの認識で、新たな視点と覚悟を持って行財政運営を進めていかなければならないと感じているところでございます。

その方策の一つといたしまして、組織横断的なプロジェクトチームの運営による政策課題への対応がでございます。まちづくりフォーラムとの連携を図る中で、市民の御意見をいただきながら、事務事業の体系化を図り、計画策定等に反映しております。

具体的には、商店街振興プラン、バリアフリー、高齢化、情報化のそれぞれの推進計画等の策定、少子化、生涯学習、男女共同参画、市民参画の報告書等の作成、また、環境市民会議や横田基地周辺まちづくり会議との連携、あるいは総合窓口サービスを目指した税証明の1階での交付等、様々な結果や方向性等が示されてきております。

そして、このように政策課題ごとに提案されている施策、事務事業等を具体化し、実現していくことが肝要でありますことから、政策課題ごとに組織を超えて指示、進行管理、評価をしていく本部長制度を現行組織と併用する形で実施し、施策の具体化に取り組を始めているところでございます。

次に、行政改革の一つとしての事務事業評価の導入による成果志向への移行でございます。行政の課題を発見し（See）、戦略を練り（Plan）、実行し（Do）、そして、評価する（Check）というサイクルをもった行政システムを確立し、市民ニーズに的確に対応した事務事業を進め始めております。この事務事業評価制度につきましては、平成14年度より試行的に導入し、平成15年度には評価件数を増やしまして、試行実施を継続いたしました。平成16年度は制度化を目指して、3年間で全事務事業の評価を実施し、3年間のローリングによりまして評価制度の定着化を図っていく必要がございます。なお、事務事業評価の手法を実施計画の策定時にも取り入れ、評価に基づく計画策定も始めております。

次に、行政改革全般についてでございますが、平成13年3月に第3次福生市行政改革大綱を策定し、着実に推進していくため、行政改革大綱の方策に沿いまして具体的な推進事項とその内容、更には取組の年度、あるいは担当部局等を掲げた福生市行政改革大綱推進計画を、毎年度改定しつつ取組をしてきております。

この行政改革の主な取組といたしましては、職員数の削減や55歳の昇級停止、また、時間外開庁と開館日の拡大の試行実施、事務事業評価の試行実施、バランスシート・行政コスト計算書の作成、家庭ごみの有料化や国民健康保険税の改定、IT化の推進等が上げられますが、今後もより一層の行政改革を進め、限られた財源を有効に活用し、市民生活向上のために最大限の成果を上げていく必要がございます。

続きまして、財政運営に関しまして基本的な事項を申し上げます。

国は普通交付税を減額し、同時に交付税総額のうち、財源不足分の半分を臨時財政対策債という自

治体の借金に切り替えております。

また、平成 16 年から 3 年間で 4 兆円の補助金等を減額し、相応する税源移譲をするとしており、その初年度が始まります。しかし、平成 16 年度は減額が約 1 兆円、移譲分は所得譲与税としての地方譲与税の中に約 4,200 億円のみにとどまっております。福生市の影響といたしましては、地方交付税で当初予算比約 6 億円の減、補正後でも 1 億 5,000 万円の減となります。

臨時財政対策債の許可可能額は、今年度は約 12 億 7,000 万円でしたが、平成 16 年度は約 9 億 1,000 万円で、約 3 億 6,000 万円の減となります。ただ、福生市は本年度約 4 億 9,000 万円少ない 7 億 8,000 万円に借入額を抑制し、平成 16 年度も同額といたしておりますので、おかげさまで実質的なこの面での影響はございません。また、補助金等の削減は約 1 億 1,000 万円程度、所得譲与税は約 1 億円が配分されると見込んでおりますので、影響額は約 1,000 万円程度と予測をしております。

この臨時財政対策債に対する考え方と、あわせて基金の活用の考え方を明確にして、歳入の見積額に見合った歳出の予算規模を目指す財政運営を進めていくことが、現下の財政問題の最大の課題であると考えております。

臨時財政対策債につきましては、後年度へのツケとなってまいりますことから、今できることをきちんと進めながら、我慢できるところは我慢をして、後の世代に財政面の課題をできるだけ残さない形の行財政運営を進めていかなければなりません。

このような考え方を基にいたしまして、平成 16 年度の臨時財政対策債の発行可能額、言い換えますと借金をして今使ってしまうてもいいというお金が約 9 億 1,000 万円程度でございますが、この借入額を平成 15 年度補正後の額、7 億 8,000 万円と同額で計上させていただいております。この借入額は国民健康保険特別会計のその他繰出金と介護保険特別会計への介護給付費繰出金の合計額とほぼ同程度となります。

現状の中で、できるだけ市民の皆様方の御負担を軽減していくといった考え方をとりつつ、本当に困っている方や苦しい方に対しましては、それぞれの状況に応じまして、可能な限りみんなで助け合っていかなければならないと考えております。

そして、市民の皆様方の信頼性を確保していくためにも、こういった状況をきちんと御説明しながら、御理解をさせていただいていくというやり方で進めさせていただきたいと考えております。

今後の行財政運営に大きく影響してまいります三位一体の改革について、私なりの考え方を述べさせていただきますと、先ほどお話ししたとおり、国は当面今後 3 年間の実施としておりますが、現在は名ばかりの税源移譲となっており、財政面で地方の自由度が高まる可能性は見えてきません。

地方の自立、税源移譲を伴う国の権限縮小を目指す地方税財政制度改革、いわゆる三位一体の改革の趣旨に沿った税源移譲とはほど遠く、自治体に一層の歳出削減のみを迫る内容でございます。また、三位一体の改革の全体像もいまだ見えておりません。

後ほど当初予算の提案を申し上げますが、おおよそで昨年より予算総額を実質で 11 億円ほど減らしましたが、なお、臨時財政対策債 7 億 8,000 万円、財政調整基金の取り崩し 2 億 2,000 万円、合計 10 億円を入れて対応しなくてはならない状況でございます。

後年度負担の状況や基金の残額を見ますと自主財政の乏しい福生市にとりまして、かつて経験したことのない誠に厳しい財政運営を迫られることとなっております。この難局に当たりまして、市としての基本的な財政運営の考え方を明確にしていく中で、市民並びに議員各位のご指導、御協力をいただきながら取り組んでいかなければなりません。

その方策として、どうしても経常経費を含む歳出の縮減が不可欠でございますことから、平成 16 年度にはプロジェクトチームを立ち上げ、点検、分析等を行い、対策を考え、その結果を議会とも御相談させていただき、方向性を出していく必要があると考えております。

さて、次に福生市が抱えております継続した主要な課題につきまして、その取組の方向につきまして申し上げます。

初めに基地問題でございます。基地は動かしがたいとの認識の中で、基地周辺の住民だけが犠牲になるということではなく、国民全体の問題としてとらえ、その対策につきましては国が万全を期していただくことを基本として取り組んでまいりました。しかし、最近の国や都の動き、米国の動きなどに今までとは違った動きが出つつあるとの感触を持っております。

当市にとりまして基地騒音で最も影響の大きいNLPの訓練につきましては、おかげさまで平成 12 年 9 月に実施された訓練以降、横田基地では実施されておられません。これも議員各位のお力添えにより、要請活動を続けてまいりました成果であると感謝申し上げます。できる限り多くの訓練を硫黄島で実施するとの日米両国政府間の了解事項が尊重され、今後とも横田基地での訓練が実施されないよう要請を続けてまいります。ただ、天候等の関係で実施される可能性がございますことから、やはり根本的な問題の解決のためには、本格的な訓練施設を切に望んでいるところでございます。

また、ジャイアントボイスの問題でございますが、ことしの 2 月にも訓練が行われましたが、基地に演習であることを確認し、防災行政無線でお知らせをしてまいりました。

なお、今後の訓練につきましては 4 月、9 月に訓練が計画されているとのことございまして、ジャイアントボイスを使用しないとの確約は取れておりませんが、基地側も騒音を最小限にとどめるよう努力することでございます。引き続き基地の外へ影響が出ないように要請をしてまいりたいと存じます。

次に、軍民共同使用の問題でございます。この問題につきましては、石原東京都知事がハワイにおいて横田基地の指揮権を持つトーマス・ファーク太平洋軍司令官と意見交換を行い、その必要性を改めて訴え、大きく前進することができた等との発言から事態は動き出しておりまして、具体的には共用化への取組を検討するため、政府関係省庁と東京都による連絡会が設置され、実務レベルでの検討を始めたところでございます。

共用化の問題につきましては、国が責任を持って対処すべき問題でございますが、特に影響の大きい地元自治体といたしまして、国や東京都、基地からの情報収集、あるいは拝島駅を中心とした開発の可能性等の研究等福生市にとってのメリット、デメリット等を整理し、研究を進めてまいる必要がございます。

なお、事態の動きいかんによっては議会にも御相談させていただき、市民の皆様と一緒に考えていくことが必要になってくるのではないかと考えております。

次に、周辺対策の問題でございます。国が周辺対策事業の発想を転換し、まちづくり計画事業が、横田基地関連では福生市のみ補助対象事業として採択されたことに伴い、構想策定事業として市民の皆様が横田基地周辺まちづくり会議を組織いたしまして、構想づくりに取り組んだところでございます。都市整備、商業活性化、交流の三つの分科会に分かれ、それぞれが横田基地を活用したまちづく



りについて、真っ白いキャンパスに絵を描くような自由な発想で熱心に議論をされました。現在はまちづくり策定委員会を組織し、分科会の検討をもとにより具体化へ向けた取りまとめの作業を行っていただいております。

なお、平成 16 年度につきましては、策定委員会の取りまとめの結果を議会や市民の皆様へ報告をさせていただき、御意見等をいただきまして、次の段階として具体的な基本計画を策定し、3 箇年のまちづくり構想策定事業の最終年としての結論を出していくことが必要となってまいります。

また、リニューアル事業につきましては、市民会館リニューアル調査をもとに、具体化へ向け平成 16 年度には実施設計をしていくことといたしております。

次に、合併問題でございます。広域的な行政課題に対しましては、これまでも市町村の枠組みの変更を伴わない一部事務組合など広域行政制度が整備され、成果を上げております。一方で、市町村合併には広域的な行政課題に直接こたえられる総合的かつ効率的な行政運営が行われる等のメリットがございます。この市町村合併と広域行政のメリット、デメリット等を踏まえながら、分権時代にふさわしい行政の体制や仕組みづくりを考えていくことが必要でございます。

この合併問題を考えるときに、最も根幹的なことはやはり財政問題であるととらえております。福生市にとりましての影響の大きい直面する地方財政改革の嵐の中で、将来的にも単独で財政運営をしていけるだけの力があるかといった分析等が不可欠でございます。

したがって、三位一体の改革による税財源の移譲を含む財源配分等が明確になった段階で、将来的な財政見通しを立てて、次のステップとして問題点等の把握、合併の効果や地方自治、地域文化、地域個性の特性等を分析をいたしまして、議会、市民ともに情報を共有し、いろいろ御議論いただくことが必要であろうと考えております。

続きまして、庁舎建設についてでございます。庁舎の建替えにつきましては、庁舎建設特別委員会で御議論をお願いし、同一歩調で平成 15 年度に基本構想（案）を市民の皆様にお示しし、市民説明会の開催や意見聴取をし、基本構想としてまとめたところでございます。

この基本構想は、今後の庁舎建設事業の指標となるものでございまして、基本的な事項は明確となり、市民の皆様への合意はいただけたものと思っております。基本構想でも明らかにしておりますが、次の段階といたしましては、平成 16 年度には基本計画の策定、基本設計を実施してまいりたく平成 16 年度当初予算に計上させていただいております。基本計画につきましては、新庁舎のあり方や様々な機能をより具体化していくため、市民の皆様への参加と運営による新庁舎建設市民検討委員会においても市民案を検討していただくことといたしております。こういった検討と同時に、総合窓口サービス、エコシステム等の環境面、あるいは IT 関連等の庁内の検討を進めていく必要がございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様や議員各位の御理解により計画が具体化され、予算面でも計上させていただき段階へと動き出しておりますことから、今後も議会、市民、行政の三者が協力し、議会の御決定をいただきながら進めてまいることとなりますので、よろしく御願い申し上げます。

これまで私が市政を担当させていただきまして 4 年間の取組の状況や方向性等、また直面いたしております財政問題、あるいは継続しての課題となっております基地問題、合併問題、庁舎問題について述べさせていただきましたが、これもみな議会及び市民の皆様への御協力、御指導のおかげでございます。心から感謝を申し上げます。

平成 16 年度予算につきましては、別途提案させていただきますが、平成 16 年度の主要事業につきまして簡単に分野別に申し上げます。

まず始めに、教育・文化の分野では、不登校対策といたしまして一般的に保健室登校、あるいは教育相談室登校と呼ばれている生徒に対する学習支援、生活指導及び相談業務を行うための適応指導補助員設置事業並びに専任教育相談員の増員、また市民会館、図書館等の社会教育施設の開館日、開館時間の拡大に伴う制度化を図るとともに、引き続き中学校昼食対策事業、市民会館・公民館リニューアル事業などに取り組むことといたしております。

福祉・保健・医療の分野では、成年後見相談等福祉サービス利用者への支援事業、40 歳、50 歳、60 歳を対象とする成人歯科健康診査などを実施してまいります。

都市基盤整備の分野では、拜島駅自由通路整備事業に着手し、平成 19 年度までに自由通路及び橋上駅舎の整備を図ってまいります。また五日市街道と交差する幹 11 - 13 号線の改良事業、3 箇年計画で実施する原ヶ谷戸緑地（仮称）整備事業、引き続いての事業でございますが、柳通りの整備事業などがございます。

生活基盤整備の分野では、地域新エネルギービジョンの策定を始め、水辺の学校運営委託、市民環境大学運営委託、環境学習教員研修等の環境施策への対応、また、福生駅西口の違法駐車対策として市営駐車場立体化整備事業などに取り組んでまいります。

次に、構想の策定の分野では、新庁舎の建設へ向けての基本計画の策定、基本設計の実施、福生市総合計画修正後期基本計画の策定、3 箇年事業の最終年となっております防衛施設周辺まちづくり構想策定事業、IT 化への対応として市民参加も目的としたホームページのリニューアル、L G W A N 回線が開通したことに伴う本格的な運用、庁内のインターネット検索利用の拡大等に取り組んでまいります。

また、事務事業評価制度は本格実施し、効率性、コスト、市民満足度等を評価し、経常経費の縮減もあわせて進めてまいります。

なお、分野ごとの具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後になりましたが、私の任期も本年 5 月 20 日まででございます。力不足の私に対しまして、議員各位におかれましては何かと御指導、御支援、ごべんたつを賜りましたことを衷心より感謝とお礼を申し上げます。

任期満了に伴います市長選挙につきましては、熟慮に熟慮を重ねた結果、再度出馬すべく決心をした次第でございます。これからのまちづくりに関しましては、自己責任と競争という厳しい側面もあり、決してばら色ではございません。自治体自ら自立して経営していくことが求められております。議会、市民の皆様とともに市民自治の立場で取り組んでおりますことや、お約束をしている施策の実行には、なお時間を要するものもあり、またこれから取り組んでいかなければならない課題もございいますことから、ここに立候補につきまして御報告をさせていただく次第でございます。

以上をもちまして平成 16 年度の施政方針とさせていただきます。長時間にわたり御清聴を賜りまして誠にありがとうございました。